

深川市農業委員会総会議事録 (第 1 1 回)

令和6年2月29日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 3 1 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 毅英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷内 清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁		○
16	菊入 等		○
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功		○
21	高橋 淳一	○	
22	栗野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭	○	
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第11回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和6年2月29日（木）10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外23名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・袴田主査・成田主事補 |
| 5 書記 | 袴田主査 |

宮谷局長

開会宣言（10時00分）

只今から、令和5年度 第11回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして、板垣委員、菊入会長、山川委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。なお、本日の議事進行につきましては、菊入会長が全国農業会議所理事会に出席のため欠席となりますので、深川市農業委員会会議規則第17条の規定により総会の議長を会長の職務代理者であります塩尻会長代理に務めさせていただきますのでご了承願います。それでは、塩尻会長代理よりご挨拶をいただきまして議事に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

塩尻会長代理

皆さんおはようございます。まず、最初に菊入会長からのご伝言を報告させていただきます。「本日の農業委員会総会、東京にて全国農業会議所理事会に出席のため欠席させていただきます。農業委員になり5期目となりますが、初めて農業委員会総会を欠席することになり、職務代理者はじめ委員の皆様にご迷惑をお掛けいたしますが、北海道農業会議会長としての職務を遂行していきますので本日の総会審議よろしく願いいたします。」ということでございます。

只今から令和5年度 第11回深川市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、菊入会長が欠席されており、私が総会の議事進行を務めさせていただきますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

塩尻会長代理

日程第1、議事録署名委員を指名します。

17番尾崎委員、18番馬木委員を指名します。

塩尻会長代理

次に、日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はございませんので（2）農業委員会業務報告を局長より報告願います。

宮谷局長

1月26日総会以降、昨日までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

塩尻会長代理

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農地特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。

清水委員長

（資料に基づき説明）

塩尻会長代理

報告が終わりましたが、質疑はありますか。

（「なし」という声あり）

塩尻会長代理

それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。

塩尻会長代理

（2）農政特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。

宮武委員長	(資料に基づき説明)
塩尻会長代理	ここで総会を暫時休憩します。深川市農業委員会協議会に入らせていただきます。
塩尻会長代理	深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。
塩尻会長代理	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
塩尻会長代理	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
塩尻会長代理	次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。 今月は15件で、番号1番から13番が売買に係るあっせん申し出、番号14番から15番は、賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、すべて、令和6年2月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
塩尻会長代理	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
塩尻会長代理	それでは質疑等なし、ということで報告第1号を承認します。
塩尻会長代理	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
袴田主査	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受取り、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。 今月は1件で、旧法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
塩尻会長代理	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
塩尻会長代理	それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。
塩尻会長代理	続きまして、日程第5、議案に入ります。 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立

	<p>していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は2件で、番号1番は借主の経営合理化のための解約、番号2番は借主の経営縮小による解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、2件とも令和6年2月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
塩尻会長代理	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
塩尻会長代理	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
塩尻会長代理	<p>それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
塩尻会長代理	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
藤野係長	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は4件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人及び借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る譲受人に農地を売買するものです。番号2番から4番は、法人構成員から農地を賃貸借するもので、期間はいずれも11年となっております。</p> <p>以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
塩尻会長代理	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
塩尻会長代理	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
塩尻会長代理	<p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
塩尻会長代理	<p>次に、議案第3号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
成田主事補	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。</p> <p>今月は29件で、番号1番から23番までが売買の案件、24番から29番までが賃貸借の案件です。番号1番、5番、6番、11番、16番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、このうち番号6番、11番、16番については、出し手の残地もあわせて処分をするもので、資金対応は、番号1番、11番はJA資金、番号5番、16番は自己資金、番号6番はL資金です。</p> <p>番号2番は出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号3番、9番、13番、14番は、出し手の</p>

	<p>残地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれも自己資金です。番号4番は、出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。</p> <p>番号7番、8番、12番、15番は、期間満了により返還された農地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、このうち、番号7番、8番、12番については出し手の残地もあわせて処分をするもので、資金対応は番号7番、8番はJA資金、番号12番は自己資金、番号15番はL資金です。</p> <p>番号10番は、出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号17番から23番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買入れです。出し手の理由としては、番号17番は老齢により経営移譲するためです。番号18番は出し手が耕作不能のため処分するものです。番号19番から21番は、老齢等により経営縮小をするためです。</p> <p>番号22番及び23は、合意解約により返還された農地を処分するためです。これら買入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号24番以降は、賃貸借の案件です。番号24番及び25番は、期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも11年間で</p> <p>す。</p> <p>番号26番は、出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号27番から29番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも5年間です。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
塩尻会長代理	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
塩尻会長代理	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
塩尻会長代理	それでは異議なしということで議案第3号は原案のとおり決定します。
塩尻会長代理	次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。
後藤次長	<p>記載の方より農地法第4条の規定による農地転用の許可申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。申請地は、農振農用地区域内にありますが、用途区分の変更手続きは済んでおります。申請理由としては、農業用機械の駐車場および資材置場の造成で、農地法第4条第6項ただし書きにより「農用地区域内農地を 農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する」場合に該当し、転用止むを得ないとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
塩尻会長代理	説明が終わりましたので、質疑を受けます。

塩尻会長代理	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
塩尻会長代理	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
塩尻会長代理	<p>次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利の移転及び設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は6件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番から3番は、許可申請地が、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、農地法運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。番号1番は、譲受人が事務所を建設するもの、番号2番は、譲受人が一般住宅を建設するもの、番号3番は、譲受人が倉庫を建設するもので、それぞれの譲渡人がこれに賛同したものです。</p> <p>次に、番号4番は、申請地が農用地区域内にありますが、現在除外手続き中です。申請理由としては、農業後継者である借り主が、経営地に隣接する申請地に農家住宅を建設するもので、近辺に代替地が無いため、農地を使用することを貸し主が賛同したもので、農地法施行規則第38条及び第39条第1号に該当し、転用止むを得ないとするものです。</p> <p>番号5番は、農振農用地区域内にありますが、用途区分の変更手続きは済んでおります。申請理由は、借主が作業の効率化、経営の安定を図るため、経営地に隣接する申請地に牛舎及び堆肥盤を建設するため賃貸借するもので、農地法第4条第6項ただし書きにより「農用地区域内農地を 農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する」場合に該当し、転用止むを得ないとするものです。</p> <p>番号6番は、先ほど、農地特別委員長より報告いただいておりますが、申請地は、農振地域内農用地区域内の農地で、基盤整備に伴う砂利採取のための一時転用です。期間は令和6年5月10日から、翌7年5月9日までの1年間となっております。関係機関による事前協議を行っております。農地法施行令『農地を一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの。』に該当し、許可相当と認められるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
塩尻会長代理	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p>
塩尻会長代理	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
塩尻会長代理	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
塩尻会長代理	<p>以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 10時31分)</p>